



〒101-0065 東京都千代田区
西神田3-1-2ウインド西神田ビル502
発行所
一般社団法人全国牛乳流通改善協会
TEL.03-6380-8021
FAX.03-6380-8435
e-mail: mail@zenkaikyoo.or.jp
U R L : www.zenkaikyoo.or.jp
twitter: @zenkaikyoo
facebook: 全国牛乳流通改善協会

令和2年度の事業進捗報告

橋本会長から動画と文書で関係各方面に報告

昨年からの世界的に感染拡大をしている新型コロナウイルス(COVID-19)により、私たちの日常生活ならびに社会は変りました。全改協でも事業の推進や進捗その他に大きな影響をこうむり、当初の事業計画から変更を余儀なくされました。このような状況について、本年1月に橋本会長から、全改協の会員である都道府県流通改協を通じて加盟店さまをはじめとする関係各方面に向けて、全改協の対応や事業の進捗についての説明/報告が文書でなされました。同時に、同じ主旨でメッセージの動画をYouTube「全改協チャンネル」にて流しております。以下に、文書の内容を掲載して皆さまへのご連絡といたします。

令和3年年頭 令和2年度の全改協事業進捗報告

昨年来、新型コロナウイルスの感染拡大により、経済は過去の大恐慌以来の最悪の状態に陥り、我が国の感染症対策の脆弱さを露呈し、社会は当たり前の日常を失っております。この間、関係各位への事業進捗情報などの発信不足などもあり、今期事業状況が充分にお伝えできまなかったのが、年頭にあたりこれまでの経緯と今後の方向性についてご報告いたします。

全改協においては、前半の事業は延期などの変更を余儀なくされましたが、当初の見込みでは、一定期間の自粛を経て年度後半の9月頃には取東に向かうものと期待し、後半事業は多少の工夫は要するものの計画に沿って実施できるものと予定しておりました。しかし、全国的な感染の急拡大から緊急事態宣言が発出されるなど、更なる状況の悪化もあつて、予定した事業はことごとく停滞し、計画変更や中止などの大きな決断も必要な状況になりました。

当会の使命は、酪農乳業界における生・処・販の翼を担う組織として、現下のように緊急事態宣言が発出された状況においても、牛乳製品は国民生活に不可欠な物品として、その安定供給に務めることです。

この使命を果たすため、感染拡大の予防対策として、各種会議においては、常任理事会を「コロナ緊急対策室」と位置づけ、Web会議をほぼ週1回の頻度で開催し、農水省等からの情報提供に基づき、諸問題に対応し、特に感染防止においては、いち早く牛乳販売店のコロナ感染拡大予防のため

紙面から

- 令和2年度の事業進捗報告 (二面)
- 令和3年度事業の方向性 (二面)
- サポート事業検討委員会 など (三面)
- インボイス制度について (四面)
- 容器リサイクル法 (四面)

えすることができませんでした。個別事業においては、地域に根差した牛乳販売店として、工夫した事業運営や地域貢献活動の事例を共有し、加盟店相互の課題解決の一助とする「優良事例の発表・表彰事業」は、加盟店のコロナ禍による事業の停滞、審査方法の課題から、事業内容を変更し、コロナ禍においてこれまでの営業手法が制限される中、「お客さまそして従業員の感染防止に対応した新たな取組みや、過去の災害などの困難を乗り越えた事例を収集して役立つ事業」として提案しました。

しかし、その後の更なる状況の悪化により、変更した「事例収集事業」も中止せざるを得ない判断となりました。スケールメリットを生かした事業として広く活用されている「ミルクカレンダー制作・斡旋事業」は、製作費の高騰による値上げ要請もありましたが、構成デザインを変更することで従来価格から若干の値下げを実現し、135万部を制作し利用いただきました。今後の情勢は、コロナ禍の中にも苦難を乗り越えようとする世界の動きもあり、特にワクチンに関しては稀にみるスピードで次々に完成に向かい、一部には接種も行われ始め、パン

デミックとの闘いが大きな転換点を迎えようとしています。ウイズコロナ、アフターコロナの世の中においては、新たな生活様式の実践が求められる「ニューノーマル」の時代へと変化し、そうした社会では、健康、栄養、衛生などへの生活者のニーズが更に高まると思われれます。牛乳販売店の宅配事業は、このニューノーマルの時代においても、お客さまとのコミュニケーションのうえに長年培った「非接触型」の流通システムとして、より「層サービスレベルを高めることで、お客さまのニーズにお応えできるビジネスモデルであると考えております。私たち全改協は、牛乳販売店業界の公益事業体としての使命を果たすとともに現状の閉塞感を打開し、スケールメリットを生かした加盟店のためになる事業を行うため「サポート事業推進委員会」を設置し、加盟マーク団体から選出された委員による検討を進め、新たな事業の開発を行います。なお、今年度の予定事業の中止、変更による今期の財務状況を鑑み、次年度事業予算の検討も行っております。本年も本会の活動に皆さまのご支援ご協力を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

内臓脂肪を減らす



恵 megumi
ガセリ菌SP株ヨーグルト
ドリンクタイプ 宅配専用

機能性表示食品(届出番号 B4)

アレルギー(推奨表示含む): 乳成分、大豆



恵 megumi
ガセリ菌SP株ヨーグルト
宅配専用

機能性表示食品(届出番号 B3)

アレルギー(27品目中): 乳成分

雪印メグミルク 宅配フリーダイヤル 0120-758-369 9:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)

届出表示: 本品にはガセリ菌SP株が含まれます。ガセリ菌SP株には、内臓脂肪を減らす機能があることが報告されています。機能性関与成分: ガセリ菌SP株 本品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。また、特定保健用食品ではありません。食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

これまでの事業対応のまとめ

*会議

- 常任理事会・緊急対策室として SNS 活用での Web 会議を実施
- 理事会・書面理事会方式にて審議
- 総会・規模縮小、事前議決権行使書、出席者限定(全改協役員)にて対応

*社会環境対策事業

- 地区別会議・開催中止、総会議案書ならびに事業説明書を送付して案内
- 特商法改正・牛乳販売店の宅配に関する自主規制マニュアルの策定、公表

今後の取り組み事業

*社会環境対策

- 消費税・税込価格の表示・税込「総額表示」への対応周知
- 平成26年の消費税引き上げの際、「消費税転嫁対策特別措置法」により、販売価格表示は本体価格のみ(税抜き)での表示が特例として認められていたが、当該法の本年3月末失効に伴い、4月からは販売商品の価格表示は税込「総額表示」が適用されます。
- 改正食品衛生法の本施行・HACCP衛生管理への対応を推進

平成30年に改正された食品改正法により、すべての食品販売事業者に対して、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の義務付けが本年6月から本施行となります。これにより、厚労省の指導のもと作成した「牛乳販売店等における

- 食品衛生法改正・HACCPの考え方を取入れた衛生管理の手引書作成(厚労省のサイトに掲載されている)
- コロナ感染防止・牛乳販売店の新型コロナウイルス感染予防のガイドライン策定、公表

*研修事業

- 優良事例発表・表彰・農林水産大臣賞ほか各賞申請の見合わせ、発表会、表彰式の中止
- 就業規則の整備・牛乳販売店の就業規則(例)の提供、全改協サイトに掲載
- 社会貢献活動推進・地域安全六ト

- ロールのサポート(車両貼付シールの提供)
- *サポート事業「スケールメリットを活かす」
- ミルクカレンダーの制作・幹旋事業・都道府県流改協および牛乳普及協会向けに幹旋

*サポート事業「スケールメリットを活かす」

- 食品等流通合理化緊急対策事業・食品等流通合理化促進機構リース活用による設備機器導入時の利息補填
- 年賀ポスターの制作・提供・加盟店の店頭掲示用年賀ポスターの全店配付

令和3年度事業の方向性

コロナ禍で世界的に社会活動はあらゆる点で大きな変換を余儀なくされました。全改協の事業・活動も、昨年度は、総会でご承認いただいた当初の計画から大きな変更を強いられました。令和3年度についても引き続き、コロナの影響を前提とした活動方針、活動内容とならざるを得ません。現時点での方向性をお知らせいたします。なお、これら事業内容が承認されるのは今後開催される通常総会の場であり、総会の正式承認を得るまでは一部変更される可能性を「ご了承ください」。また、全改協としては、牛乳宅配業界や加盟店の皆さまのために、必要が生じればこのほかの事業にも随時取り組んでまいります。

1. 加盟店サポート事業

(1) ミルクカレンダーの制作・幹旋事業

牛乳を使ったレシピを紹介する全改協オリジナルのカレンダーを制作し、各都道府県の流改協や、一部は各都道府県の牛乳普及協会等を通じて、お客さまに配布します。来年度も、料理研究家の先生の監修を受けたお料理を掲載します。

(2) 食品等流通合理化緊急対策事業

牛乳を使った役に立つレシピを、6月(牛乳月間)を除く11ヶ月分掲載する予定です。6月は牛乳月間として、6月1日の「世界牛乳の日」の理解を深めるための説明が記載されます。そのほか関連する記事や日常役立つ記載も計画しております。お客さまへのコミュニケーションツールとしてお配りください。

(3) 新規サポートの検討

3面の記事にありますように、昨年度「サポート事業推進委員会」が発足しました。全国の加盟店を対象にしたサポートを検討、実行に移しました。共益団体としてのスケールメリットを活かしたサポートを検討、実行に移しました。

(4) 広報関連事業

①機関紙「全改協だより」の発行
機関紙「全改協だより」を発行します(原則として年4回発行予定)。全改協の事業内容を中心に、そのほか加盟店の皆さまに役立つ情報、関連する法律や政府からの情報、Jミルクなど関係団体から発信される牛乳乳製品や酪農乳業界の情報、そのほか加盟店の皆さまの経営活性化につながる情報をお知らせいたします。

(5) 全改協ホームページ

②全改協ホームページ
都道府県流改協や加盟店の皆さまに全改協から提供する情報、必要な文書、知っていただきたい情報などをタイムリーに掲載し、必要に応じて受け取っていただけるようにしています。そのほか常時情報を掲載し、一般に向けても宅配牛乳や牛乳販売店への理解を深めていただくようにしています。

(6) 新規事業の推進

*サポート事業推進委員会による新規事業の開発と実行計画の策定、答申

2. 牛乳販売店の優良事例発表

おおよび表彰事業

加盟店の優れた取り組みを広く発表し、加盟店の皆さまの経営に役立てていただくための事業です。昨年度はコロナ禍で、予定していた通常の開催を変更し、コロナにどう立ち向かっているか等の視点で全国の加盟店さまに知っていただきたい事例を選出し、

3. 事業会議

通常総会で承認された事業内容の説明、ならびに各流改協からのご意見を伺い全改協活動を改善するため、「地区別会議」を、例年、総会終了後全国5地域で開催しています。

4. 広報関連事業

①機関紙「全改協だより」の発行
機関紙「全改協だより」を発行します(原則として年4回発行予定)。全改協の事業内容を中心に、そのほか加盟店の皆さまに役立つ情報、関連する法律や政府からの情報、Jミルクなど関係団体から発信される牛乳乳製品や酪農乳業界の情報、そのほか加盟店の皆さまの経営活性化につながる情報をお知らせいたします。

②全改協ホームページ

都道府県流改協や加盟店の皆さまに全改協から提供する情報、必要な文書、知っていただきたい情報などをタイムリーに掲載し、必要に応じて受け取っていただけるようにしています。そのほか常時情報を掲載し、一般に向けても宅配牛乳や牛乳販売店への理解を深めていただくようにしています。

5. 新規事業の推進

*サポート事業推進委員会による新規事業の開発と実行計画の策定、答申

6. 新規事業の推進

*サポート事業推進委員会による新規事業の開発と実行計画の策定、答申

7. 新規事業の推進

表彰式の場合に受賞店のパネルディスプレイを行う予定といたしました。今年度は、コロナ禍で大きく生活様式が変化中、お客さま、ならびに、独自の工夫や対策でコロナ以前スタイルから変化させた事例、ならびに、これまで経験した大きな災害や障害など様々な困難を乗り越えた事例について発表していただき、表彰することを予定しています。

発表内容は全改協のホームページ上で閲覧できるようにする予定です。なお、現在、過去2年度分が公開されていますので、ぜひご覧ください。

従来報告書に記載していた、各発表店の活動内容に加え、当日の発表の様子の動画をアップしていますので、当日の発表の様子を実際にご覧いただくことができます。

応募は、都道府県のマーク協経由で行っていただく予定です。応募方法はA4の書類1枚への記入のみにする予定です。



第32回牛乳販売店優良事例発表会
http://zenkaikyou.or.jp/youyoujirei_32nd/



第31回牛乳販売店優良事例発表会
http://zenkaikyou.or.jp/youyoujirei_31st/

サポート事業検討委員会 キックオフ

新型コロナウイルス感染症の影響はまだまだ弱まりを見せませんが、そんな中でも毎日業務を続ける加盟店の皆さまのために、お役に立てる活動を検討し実施するための会議を設置しました。

前号 第93号でお知らせしましたように、加盟店さまの営業活動のサポートとして役立つ全改協の活動を検討するため、「サポート事業検討委員会」を設置しました。前号では、「サポート事業推進委員会」という仮称でお伝えしていましたが、「サポート事業検討委員会」という名称に変更になりました。

委員会は、木納全改協常務理事を座長に、森永乳業、雪印メグミルク、日本酪農協同、協同乳業、小岩井乳業の各メーカーの加盟店から選出された方々が委員となつて構成されました。

去る3月12日にweb上で第1回検討会を開催し、今後第5回まで開催し具体的なサポート内容を詰めていくことになりました。

サポート内容が具体的に決まりましたらまた「全改協だより」でご案内いたします。

食品衛生法が改正されています 「手引書」の活用は進んでいますか

平成30年6月に「食品衛生法」が改正され、原則すべての食品等事業者に「HACCP（ハザップ）に沿った衛生管理」が制度化されたことはすでにお伝えしたとおりです（令和2年発行第92号）。食品を扱うすべての事業者はHACCPに沿った衛生管理の実施が求められているため、全改協としては、加盟店の皆さまの日常業務で必須となる、一般的な衛生管理、温度管理の徹底のため、『牛乳販売店等における牛乳乳製品等の宅配に関するHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引書』を作成し、配布いたしました。

毎日の温度管理、衛生管理の具体的な管理方法、万が一異常があった際の対処やそれを記録に残すためのフォーマットが掲載されており、HACCPに沿った衛生管理は、現在猶予期間中ですが令和3年6月に本施行となり、対応に向けた活用をお願いします。

また、改正「食品衛生法」では事業実態に応じた営業許可業種の見直しが行われ、加盟店の皆さまが属している「乳類販売業」は、従来の許可制から届出制に変更になりました。牛乳販売店は、容器・包装された牛乳乳製品を法令で定められた温度管理の下、加工することなくお客さまにお届けするため、食

関係団体との動向について報告します

1. 公益財団法人食品等流通合理化促進機構主催「第30回優良経営食品小売店等表彰事業」の受賞が発表されました

独自の経営努力によって立派な業績をあげている全国の中小の優良経営食品小売店等を発掘し表彰する「優良経営食品小売店等表彰事業」（主催（公財）食品等流通合理化促進機構、後援 農林水産省、日本経済新聞社、日本政策金融公庫）は、毎年受賞店を集めて表彰式が都内で開催されますが、本年度はコロナ感染、緊急事態宣言への対応として受賞

の発表のみが3月22日に行われ、表彰式は中止となりました。

全改協からこの事業に推薦された、大阪府の有限会社山口乳販売さんが日本政策金融公庫総裁賞、福島県の有限会社あかまさんが（公財）食品等流通合理化促進機構会長賞を受賞される栄誉に輝きました。

本年は、単体の商店ではなく東京都北区の十条銀座商店街が農林水産大臣賞に選出されるなど、ここでも従来からの取り組みからの変化が感じられる結果でした。

2. Jミルク主催「牛乳ヒーロー&ヒロインコンクール」について

毎年小学生を対象に募集し、前回で第7回を数えたJミルク主催「牛乳ヒーロー&ヒロインコンクール」には、全改協も「牛乳販売店賞」を提供し、受賞式には全改協会長ほかが出席、表彰状を渡しており、受賞作はこの「全改協だより」の1面に2年間掲載しておりましたが、昨年度はこれもありコロナの影響により、小学校の授業の進行が変則になった等の理由から開催が中止になりました。

なお、この事業は昨年度 令和2年度をもって終了いたしました。

本年4月1日より、商品の価格表示は消費税の総額表示が義務付けられています

消費税を含む商品の価格表示については、本来は商品価格に消費税を加算した価格の表示（総額表示）が原則でしたが、本年3月31日までは経過措置として、例えば商品価格と消費税額を並べての表示をすることも認められていました。全改協は、公正取引委員会に届け出をし、「消費税についての表示の方法の決定にかかる共同行為」が認められ、経過措置期間中に総額表示でない表示をする共同行為（「カルテル」）を取ることについて

の、お墨付きを受けておりました。このためこれまで加盟店さんも、総額表示でない表示が認められておりましたが、4月1日からは、すべて総額表示をしなければならなくなりました。

【総額表示はすべての商品表示が対象です】

お店のチラシやホームページなど、すべての商品の価格表示方法が総額表示の対象です。

総額表示の方法は、左の図をご参照ください。

令和3年4月1日より、税込価格の表示（総額表示）が必要になります！

- 事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。
- 店頭の時価・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも、対象となります。

◇ 総額表示に《該当する》価格表示の例

※ 税込価格10,780円(税率10%)の商品の例

10,780円	10,780円(税込)	10,780円(うち税980円)
10,780円(税抜価格9,800円)	10,780円(税抜価格9,800円、税980円)	
9,800円(税込10,780円)		

税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。

消費者が値札や広告により、商品・サービスの選択・購入をする際、

- 支払金額である「消費税額を含む価格」を一目で分かるようにし、
- 価格の比較も容易にできるよう、

総額表示義務は、平成16年4月より実施されているものです。

■ 総額表示に《該当しない》価格表示の例

9,800円(税抜)	9,800円(本体価格)	9,800円+税
------------	--------------	----------

※ 平成25年10月に施行された消費税軽減対策特別措置法により、令和3年3月31日までは上記のような価格表示も認められていますが、令和3年4月1日以後は、総額表示が必要になります。



牛乳販売店等における牛乳乳製品等の宅配に関するHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引書

インフォメーション 全改協からのお知らせ

消費税の軽減税率制度にともない重要なことがあります

適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます
適格請求書発行事業者登録が必要になります

制度導入の背景

そもそも消費税は商品を購入する消費者が負担する税金です。しかし実際には、製品が消費者に届くまでの流通の各段階でそれぞれの事業者(「原材料仕入れ」、「卸」など)も消費税を負担しています。このため、事業者は、簡単に言うと、「仕入れ段階で負担した消費税を、売上金額に課せられる消費税から差し引いて納税する」ことで消費税の払いすぎを解消することとなっています。これを「仕入れ税額控除」と言います。仕入れ税額控除の際にマイナスになった場合は、税額の還付を受けられます(*)。

令和1年10月1日から導入された消費税軽減税率制度により、消費税は10%と8%の二通りが混在しています。

このため、消費税の運用を適正にしないと、10%と8%の差額2%分の税額を不当に蓄えるおそれがあります。

これを防ぐため、請求書や納品書に、

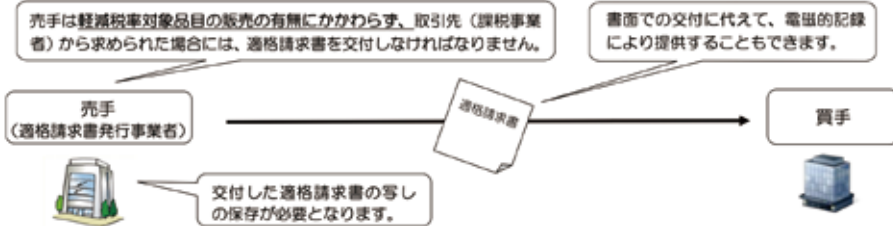
- 取引日時 ●相手先の名称 ●取引内容 ●取引金額とその税率

等を記録し、保存するようしなければならぬとされました(請求書等保存方式)。

制度導入の背景

ところがこの方式は暫定的なもので、2023(令和5年)10月1日以降は「適格請求書等保存方式」、いわゆる「インボイス制度」が導入されます。

昨年1月1日発行の「全改協だより」第90号の3面でもご説明していますが、23年10月のインボイス制度導入後は、上の内容に加えて、請求書に登録番号を記載した「適格請求書」の発行が求められます。そしてこの適格請求書を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」(登録事業者)だけです。



適格請求書発行事業者の登録申請をしましょう

インボイス制度の導入後は、適格請求書発行事業者(登録事業者)が発行した適格請求書がないと、前半、「*」の部分に記載した仕入れ税額控除を受けられなくなります。そうすると、仕入れの際に業者に支払ったはずの消費税を再度税務署に納税しなければならなくなります。

登録事業者ではない事業者から発行された、適格請求書ではない請求書に従って取引をするとこのような不都合が生じるため、登録事業者でない事業者は、取引から排除されてしまう可能性があります。このような事態にならないように、登録申請を検討しましょう。「適格請求書発行事業者」になるための登録申請受け付けは、本年10月1日から始まります。

適格請求書の例

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ)
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

株式会社 〇〇 〇〇 〇〇		請求書	
××年 11月分			
11/1	牛肉	※	5,400円
11/2	小麦粉	※	2,160円
			...
11/30	ビール		6,600円
※	軽減税率対象	③	合計 87,200円
			うち消費税 7,200円
④	(10%対象 40,000円)	⑤	消費税 4,000円
	(8%対象 40,000円)		消費税 3,200円
		⑥	△△株式会社
			登録番号 T1234567890123

インボイスに制度に関するお問い合わせ先 専用ダイヤル (無料) 0120-205-553 (土日祝除く 9:00~17:00)

「容器包装リサイクル法」への対応 委託契約および帳簿の記載と保管はできていますか

前号 第93号でもお知らせしましたが、加盟店さまが配達やサンプル配布の際に使用する袋がプラスチック製の場合(♻️マークが付いている袋の場合)、その加盟店さまは容器包装リサイクル法の対象になり、その規模によって「特定事業者」に該当します。

特定事業者は、「プラマークが付いた袋」などの「容器」、「包装」について、法に基づいた対策を行うことが義務付けられていますので、再度お知らせいたします。

以下を読んでいただいて、帳簿作成などについてのわからないところは、記事最後尾に記載した事務団体に積極的に問い合わせして、漏れがない対応をすることを願っています。

容器包装リサイクル法の「特定事業者」に該当する条件

- 小売業の場合、
- 常時雇用者数が6人以上 かつ
 - 事業年度での総売上高が7,000万円を超える場合
- *左記のいずれかに該当する場合、特定事業者になります。

上記の条件に該当する加盟店さまは、「プラマークが付いた袋」などの「容器」、「包装」について

- 再商品化(リサイクル) ●帳簿の管理 ●排出抑制

など、法に定める対策を行う義務がありますのでご注意ください。

「再商品化(リサイクル)」は、容器、包装を回収し再商品化することです。加盟店さまでは実際にはそれはできませんが、そういう場合には指定法人「公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会」に再商品化を委託することになります。契約に基づいた委託料金を支払い、再商品化の代行をしてもらうことで再商品化(リサイクル)の義務を果たしたと法的に認められます。

「帳簿の管理」特定事業者は、

- 販売などに用いた容器包装の量などを管理する帳簿を備えること
- 帳簿に記載すること ●5年間帳簿を保管すること

が義務付けられています。

帳簿は、再商品化義務量算出のもととなると同時に、義務履行の証明ともなるものです。義務を怠ると、例えば帳簿の記載を行わない場合20万円以下の罰金が科せられます。帳簿に記載する事項も法律で決められております(第93号参照。詳しくは「公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会」にお問い合わせください)。

- 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会のホームページ <https://www.jcpra.or.jp/>
- 容器包装リサイクル法について <https://www.jcpra.or.jp/container/tabid/945/index.php#Tab945>
- 帳簿作成ガイドライン <https://www.jcpra.or.jp/specified/tabid/726>

政府 内閣府からのお知らせ

まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ QRコード付き交付申請書が順次送付されます!

- まだマイナンバーカードをお持ちでない方(※)へ、オンライン申請が可能なQRコード付き交付申請書の送付を令和2年11月から順次開始しています。
※マイナンバーカードをお持ちでない方のうち、(1)75歳以上の方、(2)乳児、(3)在留期間の定めのある外国人住民など別途申請勧奨を行う方や、(4)DV被害者等の居所設定等を除く方が対象となります。
- 市区町村ごとに送付スケジュールを調整し、対象者へ地方公共団体情報システム機構(J-LIS)より、令和3年3月までに送付を行う予定です。
※地方公共団体情報システム機構(J-LIS)は、全国の都道府県・市区町村が共同して運営する組織です。
- 交付申請書の右下にあるQRコードをスマートフォンなどで読み取り、メールアドレスとメール連絡用氏名、顔写真データ、生年月日を登録するだけで、オンラインで簡単に申請ができます。
➢申請にあたり、口座番号など上記以外の個人情報の登録を求められることは一切ありません。
※紙の交付申請書と返信用の封筒も同封されていますので、切手なしでの郵送申請も可能です。
- 交付手数料は無料です。この機会にぜひ、マイナンバーカードの申請をお願いします。



毎日の健康を応援いたします!

ビースリー® スマートヨーグルト
ビースリー® のむスマートヨーグルト



スマートな毎日を体感!
食事・運動・ビースリー®



80g



100g

森永乳業

宅配専用